1. 住宅資金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 備考 |
| 住宅取得等資金の非課税 | 受贈者の適用要件は、以下の通り。1. 贈与者の直系卑属である
2. 贈与を受けた年の1月1日時点において20歳以上であること
3. 贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下であること
4. 直近5年間までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがないこと
5. 自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋の取得をしたものではないこと、または、これらの方との請負契約等により新築若しくは増改築等をしたものではないこと
6. 贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得または増改築等をすること
7. 贈与を受けた時に日本国内に住所を有していること
8. 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること又は同時後遅延なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること

例えば、受贈者が資金を目的外に使用した場合は、贈与税の課税対象となる。 |  |